

岐阜市中小企業等DX推進補助金交付要綱

令和 6年 3月29日決裁

改正 令和 7年 3月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等のDXの推進を図るため、予算の範囲内で行う岐阜市中小企業等DX推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) DX ITの活用を通じたデジタル化により効率化を図るとともに、サービス、仕事の仕方、社会の仕組み、組織の文化等を変革することをいう。
- (3) DX・IT研修 公益財団法人ソフトピアジャパン（以下「ソフトピアジャパン」という。）が実施するDX・ITの研修をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 中小企業等の代表者及び役員並びに従業員にDX・IT研修を受講させる事業（以下「DX・IT研修事業」という。）
- (2) ソフトピアジャパンが実施するスマート経営アドバイザー派遣制度を利用して、自社にスマート経営アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を招へいし、DXの推進に取り組む事業（以下「アドバイザー招へい事業」という。）
- (3) 公益財団法人ソフトピアジャパンスmart経営実践補助金交付要綱（令和3年4月13日施行）に基づくスマート経営実践補助金（以下「スマート経営実践補助金」という。）の交付を受けてDXの推進に取り組む事業（以下「スマート経営実践事業」という。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内で事業を営む中小企業等であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象事業について、この要綱に基づく補助金以外の補助金、交付金その他の補助（スマート経営実践補助金を除く。）の決定を受けた者でないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、一の年度につき1回限りとする。ただし、DX・IT研修事業及びアドバイザ

一 招へい事業については、この限りでない。

（交付の申請）

第6条 規則第4条の規定による申請は、補助対象事業を実施する年度の市長の指定する日までに、岐阜市中小企業等DX推進補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める提出書類を添えて、市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第7条 規則第7条の規定による決定の通知は、岐阜市中小企業等DX推進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（交付手続の特例）

第8条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
DX・IT研修事業	DX・IT研修の受講料（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額の2分の1以内	一の年度につき 50,000円
アドバイザー招へい事業	アドバイザーの招へいに要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額の2分の1以内	一の年度につき 50,000円
スマート経営実践事業	公益財団法人ソフトピアジャパンスマート経営実践補助金交付要綱別表に定める経費（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額から750,000円を減じて得た額の2分の1以内	200,000円

別表第2（第6条関係）

補助対象事業	提出書類
DX・IT研修事業	(1) 報告書（DX・IT研修事業）（様式第2号（その1）） (2) 誓約書（様式第3号） (3) DX・IT研修の受講料の請求書の写し (4) 受講終了証その他のDX・IT研修を受講したことが分かる書類の写し (5) DX・IT研修の受講料を支払ったことが分かる書類の写し (6) 個人事業主にあつては直近の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第1表の写し、法人にあつては直近の事業年度分の法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項の規定による申告書の別表1の写し (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
アドバイザー招へい事業	(1) 報告書（アドバイザー招へい事業）（様式第2号（その2）） (2) 誓約書（様式第3号） (3) アドバイザーの招へいに要する費用の請求書の写し (4) 派遣業務報告書その他のアドバイザーを招へいしたことが分かる書類の写し (5) アドバイザーの招へいに要する費用を支払ったことが分かる書類の写し (6) 個人事業主にあつては直近の所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第1表の写し、法人にあつては直近の事業年度分の法人税法第74条第1項の規定による申告書の別表1の写し (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
スマート経営実践	(1) 報告書（スマート経営実践事業）（様式第2号（その3））

事業	(2) 誓約書（様式第3号） (3) ソフトピアジャパンに提出したスマート経営実践補助金補助事業実績報告書の写し (4) スマート経営実践補助金に係る額の確定通知書の写し (5) 個人事業主にあつては直近の所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第1表の写し、法人にあつては直近の事業年度分の法人税法第74条第1項の規定による申告書の別表1の写し (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	---